

八王子市新型コロナウイルス感染症に係る児童福祉施設等事業継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）に所在する児童福祉施設等において新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症対策の徹底を図りながら保育事業を継続的に実施していくために必要な経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した児童福祉施設等に対し、職員の感染等による人員不足に伴う緊急雇用経費など必要な経費の全部又は一部を補助することにより、感染症対策の徹底を図りながら保育事業を継続的に実施していくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び規則の例による。

(補助事業者の範囲)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

- (1) 児童福祉法に規定する保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福保推第1157号）に規定する東京都認証保育所、児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設
- (2) 子ども・子育て支援法に規定する病児保育事業

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額、及び同表の第3欄に掲げる限度額を比較して最も少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定に関わらず、国や他の自治体、市が実施する助成を受けているものは対象外とする。

(補助対象期間)

第6条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)1月31日とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 八王子市新型コロナウイルス感染症に係る児童福祉施設等事業継続支援事業補助金交付申請兼実績報告書(第1号様式)
- (2) 事業計画兼事業報告書明細(第2号様式)
- (3) 新型コロナウイルス感染状況を記録した日誌等の写し
- (4) 賃金台帳・非常勤職員雇用契約書の写し
- (5) 事業に係る領収書等の写し
- (6) その他参考となる資料

2 規則第6条に規定する申請書に際し添付すべき書類のうち、予算書及び収支計画書については、本制度の目的に鑑み省略できるものとする。

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査等を行い、その旨を八王子市新型コロナウイルス感染症に係る児童福祉施設等事業継続支援事業補助金交付決定兼確定通知書(第3号様式)により通知する。

(交付の時期)

第9条 市長は、第8条の規定により決定した補助金については、決定後速やかに交付するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときは、この限りではない。

(是正のための措置)

第10条 市長は、調査の結果、補助事業者が実施する事業が本要綱に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第11条 市長は規則第15条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は前項の規定により取消し等を決定したときは、補助対象者に対し、その旨を、八王子市新型コロナウイルス感染症に係る児童福祉施設等事業継続支援事業補助金交付決

定取消・変更通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第 12 条 申請者は、補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下、「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 申請者は、補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 5 号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

6 その他の交付の条件については、令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和 4 年度第 2 次補正予算分）分）の国庫補助について（令和 5 年 7 月 14 日付こ成事 第 356 号）及び、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和 5 年 7 月 31 日付こ成事 第 365 号）に定めるところによる。

（補則）

第 13 条 市長は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年（2024年）3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表

1 対象施設等	2 補助対象経費（※1）	3 限度額（補助率）
保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、東京都認証保育所、認可外保育施設、病児保育事業	施設で新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生し、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費 (1) 職員の感染等による人員不足に伴う職員確保等の費用 （緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当等） (2) 職場環境の復旧・環境整備等に係る経費（消毒清掃費用等） (3) その他保育事業を継続的に実施していくための経費	賃金、職員手当等、消耗品費、委託料等 1 施設あたり (1) 定員 19 人以下 30 万円 (2) 定員 20 人以上 59 人以下 40 万円 (3) 定員 60 人以上 50 万円 (補助率 10/10)